

別紙

財務会計システム更新業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

島原市
(島原地域広域市町村圏組合)

【目次】

第1 業務の概要

- 1 業務名
- 2 趣旨
- 3 業務内容
- 4 業務期間
- 5 提案上限額

第2 プロポーザルに関する事項

- 1 参加資格
- 2 スケジュール
- 3 参加申込書の提出
- 4 質問及び回答
- 5 企画提案書の提出
- 6 優先交渉権者の選定方法
- 7 契約
- 8 プロポーザル参加に際しての留意事項

第1 業務の概要

1 業務名

財務会計システム更新業務

2 趣旨

本市及び島原地域広域市町村圏組合（以下、「広域圏」という。）の財務会計システムは、平成25年度の導入以来、令和元年度の更新を経て運用を続けてきたが、令和8年度で約7年が経過することから、ハードウェアの経年劣化が顕著となっている。

また、複雑化する自治体事務に対応し、さらなる業務効率の向上を図り、多機能かつ効率的な財務会計事務を実現するために、システム更新を行うものである。

高い専門的知識を有する事業者からの提案による導入を考えており、公募型プロポーザルを実施するための必要な事項を定める。

3 業務内容

別紙「財務会計システム更新業務仕様書」のとおり

4 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

5 提案上限額

導入初年度における導入及び保守費用の金額（消費税及び地方消費税を含む。）は次のとおりとする。なお、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、この金額で契約を約束するものではない。

総額	構成団体別内訳	
53,562 千円	島原市	32,890 千円
	島原地域広域市町村圏組合	20,672 千円

第2 プロポーザルに関する事項

1 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 長崎県内の自治体で現在稼働しているパッケージシステムを取り扱っている事業者であること。
- (2) 参加申込をする時点で島原市競争入札参加者資格登録業者一覧（業務委託）に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 本プロポーザル方式実施の公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、島原市入札参加資格者指名停止の措置基準（平成27年3月20日施行）の規定に基づく指名停止等の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (6) 島原市暴力団排除条例（平成24年島原市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する関係団体等と関係を有しないこと。

2 スケジュール

本プロポーザルの公募開始から契約までの日程は、次のとおりとする

項目	日程
公募開始	令和8年 4月 1日 (水)
実施要領等の公表・配布	令和8年 4月 1日 (水)
参加申込書提出期限	令和8年 4月 8日 (水)
質問書の受付期限	令和8年 4月13日 (月)
質問書に対する回答期限	令和8年 4月17日 (金)
企画提案書等の提出期限	令和8年 4月24日 (金)
プレゼンテーション・提案審査	令和8年 4月30日 (木) ※予定
最終選考結果通知・公表	令和8年 5月 1日 (金) ※予定
契約締結・業務開始	令和8年 5月上旬※予定

3 参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和8年4月8日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留)にて提出

※持参の場合、窓口での受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合、提出期限までに必着とする。

(3) 提出場所

〒855-8555 長崎県島原市上の町537番地
島原市 総務部 総務課 財政班

(4) 提出書類

- ① 様式1 公募型プロポーザル参加申込書
- ② 様式2 業務実績調書
- ③ 様式3 誓約書

(5) 参加辞退

参加申込書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、様式4「プロポーザル参加辞退届」により、市総務課あて持参又は郵送により提出すること。なお、既に提出された書類は、返却しない。

4 質問及び回答

(1) 受付期間

令和8年4月13日(月)午後5時まで

(2) 提出方法

- ①様式5「質問書」に必要事項を記入し、電子メールに添付して本市総務課へ提出すること。
- ②電子メール以外での質問は、受け付けない。
- ③電子メールの表題は、「プロポーザル(財務会計システム)に関する質問(参加予定事業者名)」とすること。また、電子メール送信後、本市総務課へ受信確認の電話をすること。
- ④本市は電子メールの送受信に起因するトラブルについて一切の責任を負わない。

(3) 提出先

島原市 総務部 総務課 財政班

E-mail zaisei@city.shimabara.lg.jp

(4) 質問への回答

質問及びその回答の内容は、令和8年4月17日(金)午後5時までに本市ホームページにおいて公表する。なお、回答した内容は、本実施要領の追加又は修正とみなすものとし、回答に対する問い合わせ及び異議申立は一切受け付けない。

5 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。なお、提案は1者1案とする。

(1) 提出期限

令和8年4月24日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留)にて提出

※持参の場合、窓口での受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合、提出期限までに必着とする。

(3) 提出場所

〒855-8555 長崎県島原市上の町537番地

島原市 総務部 総務課 財政班

(4) 提出書類

提出書類	部数
1. 企画提案書（任意の様式・カラー印刷）※1者1案とする	9
2. 企画提案書の電子データ（CD-R又はDVD-R）	1
3. 要件定義書（仕様書別紙）	9
4. 費用見積書及び見積明細書 （導入初年度における導入及び保守費用）※任意の様式 A 4	9
5. 費用見積書及び見積明細書（単年度保守費用）※任意の様式 A 4	9
6. 費用見積明細書（5年間の総費用）※任意の様式 A 4	9
7. 保守体制（様式6）	9

※4～6の費用見積書等は、本市分と広域圏分を分けて提出すること。

6 優先交渉権者の選定方法

本プレゼンテーションの審査は、提出された企画提案書、要件定義書及び見積書並びに企画提案に係るプレゼンテーションを本市が設置する審査会において行い、優先交渉権者を選定する。

(1) 審査日時

令和8年4月30日（木）※予定

(2) 審査会場

島原市役所内 会議室

(3) 所要時間

説明時間は60分以内とする（説明・デモンストレーション45分間、質疑を15分程度）

(4) プレゼンテーション方法

企画提案書等を提出した順番に、企画提案に基づき、提案者から説明を行う。説明の際は、プロジェクター、パソコン、イメージ品等を使用する事が出来る（任意）。プロジェクター、スクリーンは、本市で用意するが、その他説明に必要な機器（パソコンやプロジェクターと繋ぐケーブル等）は、提案者が準備すること。

(5) その他

審査日時等の詳細は、別途通知する。

(6) 評価項目及び配点

①書類審査

NO	審査項目	主な審査の 着眼点	評価の視点	配点
1	システム 機能	機能性	必要な機能を備えているか (要件定義書)	90
2	費用面	導入費用・保 守費用	今回のシステム導入費用も含めて今後5年間の 総費用(保守費・利用料等)	50
3	提案者の 体制	実績・経験	システムの導入に対し十分な実績・経験を有 しているか	20
		保守(サポー ト)体制	サポート体制の充実度や迅速な対応能力を有 しているか	20
		セキュリティ 体制	十分なセキュリティ・個人情報保護対策が講 じられているか	20
小計				200

②プレゼンテーション及びデモンストレーション

NO	審査項目	主な審査の 着眼点	評価の視点	配点
1	システム 概要	操作性・視認 性	操作性や見やすさは優れているか	70
		効率性・効果 性	システム導入により業務の効率向上が期待さ れるか	70
2	運用計画	スケジュール	運用開始までのスケジュールに無理はないか	35
		研修	必要な研修体制がとられているか	35
3	拡張性	拡張性・連携	将来的な制度改正や新たな行政ニーズ対する 拡張性や、他の情報システムとの連携可能性 等を有しているか	70
4	プレゼン テーショ ン	プレゼンテー ション全体評 価	説明の分かりやすさ、質疑応答への的確な対 応、説明者の業務習熟度、提案の熱意や体制構 築への意欲等	70
小計				350
合計				550

※今後5年間の保守費等を含む総費用を示すものとするが、保守契約は、単年度ごとに行う
ので、複数年の保守契約を確約するものではない。

(7) 優先交渉権者の決定

- ①最高評価点を得た者を優先交渉権者とする。
- ②最高評価点を得た者が2者以上あった場合は、評価項目の「実績・経験」における得点が高いものを優先交渉権者として選定する。
- ③提案者が1者の場合でも本実施要領に従い、プレゼンテーション審査を行い、別に定める基準点以上であれば優先交渉権者として選定する。
- ④審査の経緯及び内容に関する問合せ、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(8) 審査結果

①結果通知

審査の結果は参加者全員に対し、書面にて通知する。

②通知時期

令和8年5月1日（金）※予定

7 契約

優先交渉権者と、随意契約に係る協議を行い、当該協議が整った場合は、速やかに随意契約の手続きを行う。なお、随意契約に係る協議により、優先交渉権者と契約を行わないこととなった場合は、次点の者と随意契約について協議を行う。

8 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がされない場合
- ②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ほかの提案者と提案内容等について相談を行った場合
- ⑤優先交渉権者決定までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- ⑥契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2) 留意事項

- ①提出された全ての書類は返却しない。
- ②本プロポーザルの参加に関して使用する言語は日本語、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- ③提出以降における企画提案書等の追加、差替え及び再提出は認めない。

- ④提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- ⑤企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- ⑥提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- ⑦提出された書類は、島原市情報公開条例（平成 16 年島原市条例第 7 号）及び個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- ⑧企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用する事が出来ない。

【問い合わせ先】

島原市 総務部 総務課 財政班 （担当者：太田・末永）
〒855-8555 長崎県島原市上の町 537 番地
電 話：0957-62-8013（直通）
E-mail：zaisei@city.shimabara.lg.jp
市HP：<https://www.city.shimabara.lg.jp>